

# 埋蔵文化財発掘の届出(93条)記載上の注意

岐阜県知事 様

第 号  
年 月 日

住 所  
氏名等

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の規定により、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

無記入可

工事着手日より60日以前の日付で  
(例)令和3年3月3日

届出者＝工事主体者(別記の工事主体者と同一)  
(土地所有者や工事請負人ではありません)

# 埋蔵文化財発掘の届出(93条)記載上の注意

第93条 第1項		別記	
県文書番号	第 号	年 月 日	
1.所在地	工事を予定している土地の所在及び番地を記入(登記簿の地番)		
2.面積	工事を予定している土地の面積		
3.土地所有者	氏名等: 住所:		
4.遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡( ) <b>記載する必要はありません。(関市文化財保護センターが記入します)</b>		
遺跡の名称	目数		
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他( )		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他( )		
5.工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校 住宅 工場 その他の建物( ) 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ガス 電気 水道 農業関連 土砂採取 観光開発 遺構整備 その他開発( )		
工事の概要			
6.工事主体者	氏名: <b>届出者と同じ</b> 住所:		
7.施行責任者	氏名: <b>工事の施工担当責任者の氏名及び住所連絡先を記入</b> 住所: <b>(※未定の場合はその旨記入)</b>		
8.着手時期	年 月 日	9.終了時期	年 月 日
10.参考事項			
指導事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他( )		
起 案	決 裁	発 送	引 継

(記入例):  
 「木造2階建て専用住宅の建設・基礎(ベタ基礎、改良杭)」  
 「鉄筋コンクリート3階建地下1階」「基礎深さ50cm」「浸透枘2基」「50cmの盛土」「一部切土あり」「地盤改良50cm」等

届出は着手の60日前までに提出しなければならないものです。期間が取れない場合は、記入せずに文化財保護センターにご相談ください。

未定の場合は、記入せずに文化財保護センターにご相談ください。

[注意事項] ① 太線内は届出・通知者が記入。  
 ② 遺跡の種類・現状・時代及び指導事項欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は( )内に記入。

[添付書類] ① 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図  
 ② 当該土木工事等の概要を示す書類及び図面  
 ③ 公図

# 埋蔵文化財発掘の届出(93条)記載上の注意

## 添付書類

### ①土木工事をしようとする土地及びその付近の地図

- ・位置図(1:2,500程度)対象地を明示
- ・現況図(1:300~500)程度

### ②当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

- ・基礎、擁壁、埋設配管、浄化槽、調整池等の配置図及び矩形図等
  - ・現況GL,設計GL,地盤改良(柱状・表層)、改良杭の有無等、掘削深度がわかる断面図等。
- ※図面はA4・A3版を基本にしてください。縮尺は必ず入れてください(縮尺は1:200、1:250等と切りの良い数字)。  
※縮尺がうまく合わない場合は原図の写しを、綴じる余白を含み、A4サイズに収まるように折って綴じてください。  
※**工事図面(断面図)は遺跡の取扱いを決める上で重要な資料となります。必ず添付してください。**

### ③公図

- ・公図の写し

## 提出部数

2部(添付書類を含む)

## 提出期限

文化財保護法第93条第1項により、遺跡の範囲内(埋蔵文化財包蔵地)を発掘(土木工事等)しようとする日の**60日前**までに届出なければならないと定められています。

【問い合わせ・提出先】  
関市文化財保護センター  
〒501-2695  
関市武芸川町八幡1446番地1(武芸川事務所2F)  
TEL 0575-45-0500  
FAX 0575-46-1221